

新野土地改良区定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は新野土地改良区という。この土地改良区の認可番号は徳島第408号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、別表1に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び、利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

(1)地区全域にわたるかんがい施設、排水施設及び農道の維持管理

(2)区画整理

(3)団体営、県単、施設維持管理適正化、非補助等の土地改良事業

(4)第1項から第3項までの各項に関する災害復旧事業

2 この土地改良区は、前項の各号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることが出来る。

3 この土地改良区は、県営土地改良事業によって造成される施設を譲与される場合はこれを管理し、また、管理委託される場合はこれを受託する。

4 この土地改良区は県営土地改良事業に伴う換地業務を委託された場合はこれを受託する。

5 この土地改良区は、第1項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で、農地・水・環境等対策に係る管内活動組織に参画し、保全活動を行う。尚、当該組織からその事務を委託される場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、徳島県阿南市新野町に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する阿南市の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は徳島新聞に掲載するものとする。

第2章 会議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、40人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除い

て、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第 16 条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに 20 日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、經常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の 3 分の 1 以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議 長)

第 17 条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第 3 章 役員

(役員の数)

第 18 条 この土地改良区の役員定数は、理事 15 人、及び監事 3 人とする。

2 前項の理事定数のうち、1 人は、組合員でない者とする。

3 第 1 項の監事定数のうち、1 人は法第 18 条第 7 項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第 19 条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で決める。

(理事長及び副理事長)

第 20 条 理事は、理事長 1 名、副理事長 1 名を互選するものとする。

2 正副理事長の外に顧問を置くことができる。

第 21 条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故があるときは、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従いその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第 22 条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 23 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の仕事及び財産の状況を監査し、その結果につき、総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第 24 条 役員任期は 4 年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選、法第 136 条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員残任期間

とする。

- 2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第25条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）第42条第1項に規定する経営移譲をしたことによりその被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において（第18条第2項の規定にかかわらず）、組合員でない理事となることが出来る。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第26条 第4条第1項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

- 2 前項の規程にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対しこの土地改良区の地区内にある土地のうち別表2に掲げる地域ごとにつき地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第27条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

- 2 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第28条 前2条の規程による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役履行)

第29条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することが出来る。

- 2 前項の規程による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第30条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

- 2 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。
- 3 前2項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第 31 条 法第 39 条の規定に基づく督促は、その納付期限後 60 日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第 32 条 第 26 条、第 27 条、第 30 条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金 100 円につき 1 日金 4 銭の延滞金並びに督促状を発した場合には、督促手数料 100 円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市が処分する場合には、さらにその徴収金額の 100 分の 4 に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前 2 項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することが出来る。

第 5 章 雑則

(係及び委員会)

第 33 条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。理事会は、前 2 項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第 34 条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第 35 条 前条の規定による加入金、法第 43 条第 2 項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第 53 条の 8 第 2 項の規定により徴収すべき金銭、同条第 3 項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第 32 条の規定を準用する。

(基本財産)

第 36 条 この土地改良区に基本財産を設けることが出来る。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産分配の制限)

第 37 条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することが出来ない。

(事業年度)

第 38 条 この土地改良区の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

附則

- 1 この定款は、平成 5 年 2 月 23 日から施行する。
- 2 この定款は、平成 6 年 7 月 21 日から施行する。
- 3 この定款は、平成 8 年 4 月 24 日から施行する。
- 4 この定款は、平成 12 年 7 月 25 日から施行する。
 - (1) この定款変更中、第 8 条の規定の変更は現任総代の任期満了その他の事由による次期の総選挙のときから施行するものとし、それまでは、なお、従前の例による。ただし、上記総選挙実施前に総代に欠員が生じたときは、これに応じてその定数は、変更後の定数に至るまで減少したものとみなす。
 - (2) この定款変更中、第 16 条第 2 項の規定の変更は、現任役員任期満了その他の事由による役員全員の改選に係る選任のときから施行するものとし、それまでは、なお従前の例による。
- 5 この定款は、平成 14 年 7 月 10 日から施行する。
- 6 この定款は、平成 18 年 4 月 19 日から施行する。
- 7 この定款は、平成 25 年 3 月 26 日に第 4 条第 5 項を追記する。平成 25 年より適用される。
- 8 この定款は、平成 29 年 4 月 5 日から施行する。
- 9 この定款は、平成 30 年 3 月 28 日から施行する。
- 10 この定款は、平成 31 年 4 月 24 日から施行する。
 - (1) この定款変更中、第 9 条の規定の変更は現任総代の任期満了その他の事由による次期の総選挙のときから施行するものとし、それまでは、なお、従前の例による。
 - (2) この定款変更中、第 18 条の規定の変更は現任役員任期満了時、その他の事由による役員全員の改選に係る選任のときから施行するものとし、それまでは従前の例による。
- 11 この定款は、令和 年 月 日から施行する。

別表 1 (定款第 3 条)

市町村名	大字名	字名
阿南市	新野町	元信、本田、前田、貞信、桑内、喜来、川又、川亦、谷口、友常、清貞、海老川、木戸、岡花、西光寺、片山、助道、平川内、常政、大谷、反古田、樫房、葉池谷、廿歩、藤谷、花免、東山、鉛ヶ谷、室ノ久保、花坂、是国、信里、名光、宮前、西地、柳田、長里、城田、妙見前、新田、行友、宇井谷、大歳

別表 2 (第 26 条関係)

経常賦課金の基準を分ける区域
 平成 14 年 7 月 10 日合併以前の
 新野土地改良区の地域
 新野東部土地改良区の地域